

議案第 59 号

宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年（2016 年）2 月 25 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表右欄及び同条第 2 項の表右欄中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。